

その他、村内診療医師が島外での治療が必要と判断し、村長が認めるもの

<令和7年度一覧>

診療科目	治療内容	
内科	糖尿病	手術を伴い、高額療養費が適応される場合 ※手術に伴う入院日から6ヵ月頃まで補助対象とする
小児科		2か月に1回以上の通院・治療をしている場合
皮膚科		なし
精神科		自立支援医療制度を使用して島外に通院しているもの
外科		手術を伴い、高額療養費が適応される場合 ※手術に伴う入院日から6ヵ月頃まで補助対象とする
整形外科	骨折	手術を伴い、高額療養費が適応される場合 ※手術に伴う入院日から6ヵ月頃まで補助対象とする
産婦人科		手術を伴い、高額療養費が適応される場合 ※手術に伴う入院日から6ヵ月頃まで補助対象とする
眼科	弱視	2か月に1回以上、6ヵ月以上にわたる通院・治療が必要と見込まれる場合 ※初回受診日から島外通院期間中は補助対象とする
	白内障 緑内障	手術を伴い、高額療養費が適応される場合 ※手術に伴う入院日から6ヵ月頃まで補助対象とする
耳鼻咽喉科		なし
泌尿器科		なし
歯科、口腔外科		なし
その他	関節リウマチ	診療所医師が島外での通院・治療が必要と認めた場合 ※初回受診日から島外通院期間中は補助対象とする

令和7年1月31日現在

上記の他、高額療養費が適応されない場合でも長期通院・治療が必要な場合は補助対象となることもありますので、島外受診が必要になった際には役場住民課までご相談ください。